

生涯学習推進事業助成金の見直しについて

R5.2.10 生涯学習課

【見直しの背景】

第2回社会教育委員会議で説明の通り（参考：別紙資料）、平成30年度の生涯学習推進委員制度廃止以降、生涯学習推進事業助成金の申請が減少を続け、昨年度と今年度は0件となっており、市民に活用されない制度となっている。

【見直しの目的】

広く市内の生涯学習を進めるため、主に

- ・生涯学習に取り組むきっかけとなる事業を増やす
- ・生涯学習に取り組む人の裾野を広げる

ことを目的に、市民が使いやすい制度に見直したい。

【現状】 主な補助金交付条件（現行）

条件1 立ち上げてから3年目までの事業に補助

条件2 既に市から補助金の交付を受けている団体は対象外

条件3 広く市内、校区内、自治会内の住民が参加できる事業に補助

（参加者が団体のメンバーに限定されている事業は対象外）

条件4 1団体につき年1回まで、対象経費の2/3、上限年3万円を交付

条件5 営利、政治又は宗教活動を目的とする事業は対象外

【見直し案】

パターン1 ⇒条件1 「立ち上げてから3年目までの事業に補助」を緩和

・条件1の例外として、定着した恒例の事業（4年目以降の事業）であっても、団体やサークルの体験会については助成する。

メリット：会員やメンバーを増やしたい団体、サークルにとって、利用しやすい制度となる。市民にとっても、様々な団体やサークルを体験する機会が増え、生涯学習に取組むきっかけを増やすことができる。

デメリット（課題）：毎年同じ団体が申請される可能性がある。何年目の事業かは問わないが、1団体につき3年まで、等の条件が必要か。

パターン2 ⇒条件2 「既に市から補助金の交付を受けている団体は対象外」を緩和

・自治会など市の他の補助金を受けている団体でも申請可とする。

メリット：幅広い団体が申請可能となるため、地域の生涯学習に関する事業を広く支援できる。

デメリット（課題）：予算に上限（総額約30万円、1団体3万円/年のため約10団体）があるため、多く申請があった場合にどのように優先順位を決めて交付決定するかが課題（プレゼンテーションしていただき、社会教育委員会議で点数を付けて審査するなど）

パターン3 ⇒条件3 「広く市内、校区内、自治会内の住民が参加できる事業に補助」を緩和

・団体の会員、メンバーのみが参加する事業であっても、立ち上げの初年度（又は〇年目まで）は助成する。

メリット：生涯学習を行う団体やサークルの立ち上げを支援することができ、市民が生涯学習に参加する際の団体やサークルの選択肢を増やすことができる。

デメリット（課題）：ごく少人数の個人的な趣味のサークルなどにも支援することになる。生涯にわたる学び（知識や技術を習得する内容のもの）に限る、10名以上を会員人数の目標にする団体に限る、団体の規約をきちんと定めている団体に限るなど、何らかの要件が必要か。

パターン 4

助成金の助成内容を変更し、中央公民館の市民企画講座のバンビオ版を新たに実施する。生涯学習課が、広く市民の学びの場となる講座の企画を、市民から募集する。会場はバンビオの中央生涯学習センターとし、施設使用料、講師謝礼、消耗品費などの経費に対して助成する。広く市民が参加できることを条件とし、参加する市民の負担は材料費のみ実費徴収可とし、他は無料とする。

メリット：中央公民館の市民企画講座は、市民からの企画提案が多く盛況であり、バンビオ版でも多くの提案をいただける可能性がある。講座への参加を通じ市民が生涯学習に取組むきっかけを増やすことができる。

デメリット（課題）：政治、宗教、営利目的の事業は対象外とし、内容についてはしっかりと審査する必要がある。中央公民館の市民企画講座に採用された企画は除外するかどうか検討が必要。団体交流室で実施するわくわく講座との住み分けや連携について、調整が必要。